

3 月 1 7 日 (木)

(第 4 日 目)

平成28年第2回南関町議会定例会（第4号）

平成28年3月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第3号 ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の制定について
- 日程第2 議案第4号 南関町庁舎等建設基金条例の制定について
- 日程第3 議案第5号 南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 南関町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第14 議案第16号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第17号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第18号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2

- 号) について
- 日程第17 議案第19号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) について
- 日程第18 議案第20号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号) について
- 日程第19 議案第21号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第20 議案第22号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第21 議案第23号 平成28年度南関町一般会計予算について
- 日程第22 議案第24号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第25号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第26号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第27号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第28号 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第29号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第30号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第29 議案第31号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第32号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて
- 日程第31 議案第33号 南関町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 日程第32 議案第34号 工事請負契約の変更について
- 日程第33 議案第35号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第34 議案第36号 町道の路線廃止について
- 日程第35 議案第37号 町道の路線認定について
- 日程第36 議案第38号 町道の路線認定について
- 日程第37 議案第39号 町道の路線認定について
- 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 議案第40号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第41 議案第41号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第42 議案第42号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第43 議案第43号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第44 議案第44号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第45 議案第45号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第46 議案第46号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第47 議案第47号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第48 議案第48号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第49 議案第49号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第50 議案第50号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第51 広報常任委員会委員の選任について
- 日程第52 議員派遣の件
- 日程第53 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
陳情第8号 介護報酬再改定を求める陳情
- 日程第54 委員会報告について
「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」
陳情第9号 国民健康保険への国庫負担割合を増やすことを求める陳情
- 日程第55 委員会報告について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街
灯設置」を求める請願
- 追加日程第1 委員会提出議案第1号 「介護報酬再改定を求める意見書」(案)
- 追加日程第2 委員会提出議案第2号 「国民健康保険への国庫負担割合を増やす

ことを求める意見書」(案)

- 追加日程第3 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君 |
| 3番 井下忠俊君 | 4番 立山秀喜君 |
| 5番 境田敏高君 | 6番 打越潤一君 |
| 7番 鶴地仁君 | 8番 田口浩君 |
| 9番 山口純子君 | 10番 本田眞二君 |
| 11番 橋永芳政君 | 12番 酒見喬君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

- | | |
|---------------|-------------|
| 町長 佐藤安彦君 | 税務住民課長 菅原力君 |
| 副町長 雪野栄二君 | 福祉課長 北原宏春君 |
| 教育長 大里耕守君 | 経済課長 西田裕幸君 |
| 総務課長 永松泰子君 | 建設課長 古澤平君 |
| 会計管理者 木村浩二君 | 教育課長 島崎演君 |
| まちづくり課長 大木義隆君 | 延寿荘長 福井隆一君 |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

- 議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第3号 ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第3号、ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第4号 南関町庁舎等建設基金条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第4号、南関町庁舎等建設基金条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町庁舎等建設基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第5号 南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第5号、南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町土地開発基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第6号 南関町行政不服審査会条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第6号、南関町行政不服審査会条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第7号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第7号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第8号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第8号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第9号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第9号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第10号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の

制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第10号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第11号 南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第11号、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、南関町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第12号 南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第12号、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、南関町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第13号 南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、議案第13号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第14号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、議案第14号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第15号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第13、議案第15号、平成27年度南関町一般会計補正予算（第6号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成27年度南関町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第16号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第14、議案第16号、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10番議員。

○10番議員（本田真二君） 予算書の13ページです。一番下の段の予備費についてであります。数字には問題はないかと思われませんが、この金額に対してであります。昨年、国保会計に当たりましては、大幅な引き上げを住民の方、町民の方、利用者の方々にお願いして引き上げをしております。それで、今回補正で合わせて6,700万円ほどに積み上がっておりますが、最終的な決算を迎えるときには、せめて上げてすぐですから、1億円ぐらいの基金繰り入れができるようなことを目標としていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 平成27年度につきましては、国保税の税率の改正ということで、住民の方には、被保険者の方には御負担をいただいているところでございます。保健事業等の実施で医療費の削減に努めていかなければならないというふう

に考えているところでございます。基金につきましては、現在1,000万円少し基金がございます。国保税の改定をするときに、3年間は上げないというところでお話しておりましたので、また基金の積み立ても少しでもできるようにというところを考えて改定をしたところでございます。本年度、平成28年度にどれだけできるか、まだ確定は、決算のほうが出ないとわかりませんが、1,000万円、2,000万円でも基金のほうに積み立てができるように、まず単年度として、平成28年度基金の積み立てができますようにしていきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 10何年、2億円ぐらいの基金の状況で続いてきたつが、ここ4、5年で一遍に取り崩してしまった、今の高齢化と医療費の高騰の現状にあると思います。そういう中で運営していかれるのは大変至難の業と思いますが、あれだけ大規模に去年上げたですね、利用税を、国保税をですね。それで、もう3年間はという考えではなく、もうこの先は絶対上げられないという、そういった気持ちの上で、モチベーションの上で何とか運営していかれるようお願いして、質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 回答はよろしいですか。一言お願いします。はい、福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） はい、わかりました。

○議長（酒見 喬君） 2番議員、よろしいですか。

○10番議員（本田眞二君） はい。

○議長（酒見 喬君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） ほかに質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第17号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算

(第4号) について

○議長(酒見 喬君) 日程第15、議案第17号、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第18号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) について

○議長(酒見 喬君) 日程第16、議案第18号、平成27年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成27年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第19号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第17、議案第19号、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第20号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長(酒見 喬君) 日程第18、議案第20号、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(酒見 喬君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第21号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第19、議案第21号、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第22号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第20、議案第22号、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第23号 平成28年度南関町一般会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第21、議案第23号、平成28年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 予算書の50ページになります。消防費の防災管理費そのの工事請負費、説明書のほうです。その中で交流センターの非常発電機設備整備工事ということで、予算2,300万円上がっております。それに関して、設置されるのはわかるです。私は異議はありません。ほかに、この非常の発電機を設置する予定はありますか。交流センターのほかに、それをお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今回交流センターに発電機を設置をしようと考えましたのは、大規模な停電がございましたし、今後そういったことがないように、今祈るばかりではございますが、福祉避難所として交流センターは整備しております。体の不自由な方々が避難をされる場所ということで設定しているものですから、今回この場所以外では今のところ考えてはおりません。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） この非常用発電設備に対してこの金額、2,300万円ですね。非常に高価な発電機になりますので、またこの耐用年数等も考えれば、これはその間維持していかななくてはなりません。またこれに対して、いつ災害が起きるかわかりませんので、常に発電されるように、非常時にかからないようじゃ、何のこの2,300万円も使った意味がなくなりますので、常日ごろから点検をされるように望みます。

それと、またこれが、歳入のほうでもですね、2,300万円ですか、消防債のほうで入ってきていますけれど、町の持ち出しは少ないんですけど、少ないからといって高価な物がいいというそういった見積り関係も、そうじゃなくって、必ず2社さんちょっと取って、その中で判断されてですね、購入されるように要望したいと思います。

高いからといって、あと維持がまたかかってきますので、購入されるときには、高いものを、いいものを設置したがいいんですけど、またそれに関してですね、長い間使っていくわけですから、その管理、部品等一つに対しても使わない部品は高いんですよね。高額なんですよ。まあ全部とか、いろんな部品等が年数を経れば交換とか必要になってきますので、そういったところも考えながら購入していただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） ありがとうございます。緊防災の対象になるとはいえ、確かに金額も大きいということで感じておりますので、もう一回対象範囲等々の見直しをしながら検討しながら、そしてまた、今御指摘がありましたように入札執行については適正に行っていきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○議長（酒見 喬君） よろしいですね。

○2番議員（杉村博明君） はい。

○議長（酒見 喬君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） ほかに質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成28年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第 2 2、議案第 2 4 号、平成 2 8 年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 4 号、平成 2 8 年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 3 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第 2 3、議案第 2 5 号、平成 2 8 年度南関町公共下水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。10 番議員。

○10 番議員（本田眞二君） 予算書の 7 ページです。繰入金のところ、一般会計繰入金がありますが、この繰入金も、建設費のみのために繰り入れられているのであれば、そう問題は発生しないと思いますが、ランニングコストにも使われております。昨日の予算審議のときに、数年後に企業会計への移行を模索されているという話を聞きました。それで、そのためにはですね、やはりこの建設が終わった後に、大体企業会計の中だけで予算が回っていくことが一番大事なことだろうと思います。その点で、この数字に対して何かあるということではありませんが、今後一層一般会計の繰入額が減るよう努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 御指摘のとおりでございます。一つは料金体系の見直し、

それからもう一つは加入率を上げるということを頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） よかですか。

○10番議員（本田眞二君） はい、結構です。

○議長（酒見 喬君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） ほかに質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第26号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第24、議案第26号、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成28年度南関町簡易水道事業特別会計予算につ

いては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 5 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第 2 5、議案第 2 7 号、平成 2 8 年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 7 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 7 号、平成 2 8 年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度南関町介護サービス事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第 2 6、議案第 2 8 号、平成 2 8 年度南関町介護サービス事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、平成28年度南関町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第29号 平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第27、議案第29号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成28年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第28 議案第30号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第28、議案第30号、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第29 議案第31号 平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について

○議長（酒見 喬君） 日程第29、議案第31号、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成28年度南関町宅地分譲事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第30 議案第32号 南関町総合振興計画基本構想を定めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第30、議案第32号、南関町総合振興計画基本構想を定めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、南関町総合振興計画基本構想を定めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第31 議案第33号 南関町過疎地域自立促進計画を定めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第31、議案第33号、南関町過疎地域自立促進計画を定めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、南関町過疎地域自立促進計画を定めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第32 議案第34号 工事請負契約の変更について

○議長（酒見 喬君） 日程第32、議案第34号、工事請負契約の変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第33 議案第35号 業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第33、議案第35号、業務委託変更契約の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第34 議案第36号 町道の路線廃止について

○議長（酒見 喬君） 日程第34、議案第36号、町道の路線廃止についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、町道の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第35 議案第37号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第35、議案第37号、町道の路線認定についてを議題に
します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、町道の路線認定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第36 議案第38号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第36、議案第38号、町道の路線認定についてを議題に
します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、町道の路線認定については、原案のとおり可決され
ました。

-----○-----

日程第37 議案第39号 町道の路線認定について

○議長（酒見 喬君） 日程第37、議案第39号、町道の路線認定についてを議題に
します。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、町道の路線認定については、原案のとおり可決され
ました。

-----○-----

日程第38 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第38、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 日程第39、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

-----○-----

**日程第40 議案第40号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について**

○議長（酒見 喬君） 日程第40、議案第40号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第40号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第41 議案第41号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について**

○議長（酒見 喬君） 日程第41、議案第41号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第41号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第42 議案第42号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第42、議案第42号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第42号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第43 議案第43号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第43、議案第43号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第43号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第44 議案第44号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること について

○議長（酒見 喬君） 日程第44、議案第44号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第44号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第45 議案第45号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること について

○議長（酒見 喬君） 日程第45、議案第45号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第45号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求める
ことについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第46 議案第46号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第46、議案第46号、南関町農業委員会の委員の任命に
つき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第46号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求める
ことについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第４７ 議案第４７号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第４７、議案第４７号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第４７号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第４８ 議案第４８号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第４８、議案第４８号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第48号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第49 議案第49号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第49、議案第49号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第49号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第50 議案第50号 南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（酒見 喬君） 日程第50、議案第50号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、議案第50号、南関町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

採決の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お知らせをいたします。冒頭、打越議員の一般質問の中で、税務住民課長からの答弁に誤りがあったということで、もう一回どういう誤りであったかを説明願います。税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 3月14日の打越議員の最終処分場の質問に対しまして、もう既にごみの搬入が始まっているということでお答えしておりましたけれども、再確認したところ、明日初めての荷物が搬入されるということでした。私のほうの勘違いで誤った答弁をしておりましたので、おわびを申し上げますとともに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（酒見 喬君） よろしいですか、打越議員。

○6番議員（打越潤一君） はい、わかりました。

○議長（酒見 喬君） はい、どうも。

続いて、この採決の議案第25号の中で、建設課からの答弁の中で、もう一度丁寧に説明したいということでございますので、質問を返してください。建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 先ほどの、議案第25号の、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計予算につきまして、本田議員のほうから質疑がありました件につきましては、特に料金の見直しにつきましては、慎重に検討した上で、見直しを行うということに訂正させていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（酒見 喬君） よろしいでしょうか。

○10番議員（本田眞二君） はい。

○議長（酒見 喬君） それでは、採決に移ります。

-----○-----

日程第51 広報常任委員会委員の選任について

○議長（酒見 喬君） 日程第51、広報常任委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。

広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によってお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員会委員は、立山比呂志議員、杉村博明議員、立山秀喜議員、本田眞二議員、このように選任することに決定しました。

-----○-----

日程第52 議員派遣の件について

○議長（酒見 喬君） 日程第52、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第53 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第8号 介護報酬再改定を求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第53、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第8号、介護報酬再改定を求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第8号。

付託年月日、平成27年12月15日。

件名、介護報酬再改定を求める陳情。

審査の結果、採択。

委員会の意見、本陳情について調査・審査した結果、安定した介護事業の維持、また介護事業者等、介護労働者が充実したサービスを利用者に提供するためにも、介護報酬引き上げは必要である。したがって、本件については採択とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。

お諮りします。

陳情第8号に対する委員長報告は採択とすることです。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第8号、介護報酬再改定を求める陳情は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第54 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・陳情付託の件」

・陳情第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情

○議長（酒見 喬君） 日程第54、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました陳情第9号、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第9号。

付託年月日、平成27年12月15日。

件名、国民健康保険への国庫負担割合を増やすことを求める陳情。

審査の結果、採択。

委員会の意見、国民健康保険制度について調査・審査した結果、国民健康保険財政全体への国庫負担割合を増やすことは、安心して医療を受けるために不可欠である。したがって、本件については採択とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。

お諮りします。

陳情第9号に対する委員長報告は採択とすることです。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、陳情第9号、国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情は、採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第55 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯など設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第55、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書について、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第

94条の規定により報告します。

受理番号、請願第3号。

付託年月日、平成27年3月11日。

件名、通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事南関中学線の改良工事も平成28年度より着手し、国道の横断歩道拡幅工事は計画されているが、今後の、要望後の状況を調査したい。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書は継続審査とすることに決定しました。

10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 休憩動議を提案いたします。その理由につきましては、先ほど、日程第51で広報常任委員会委員が選任されましたが、この委員会は、昨年の12月議会で常任委員会となっております。それで、選任された以上は正副委員長はこの議会の中で選任しとかなないと、また臨時議会としてもあるんじゃないかと、私の認識が正しいかどうかちょっと今確認はないわけですが、それで、本議会のうちに正副委員長を選任しとけば、改めての臨時議会は必要なくなるのではないかと思って、その日程を議長発議で、日程第56に追加していただきたく、そのための休憩をするための提案を今、休憩動議を提案します。

○議長（酒見 喬君） わかりました。

○4番議員（立山秀喜君） 賛成者です、はい。

○議長（酒見 喬君） 賛成ですね。はい。

動議に対する賛成者は1名です。したがって成立しますので、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま10番議員から動議で、広報常任委員会の常任委員を承認していただきましたが、委員長、副委員長をこの議会の中で決めた方がいいかということでございましたが、委員会互選でしていいという規定がございますので、そのように取り扱われます。よろしいでしょうか。

○10番議員（本田真二君） はい。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） それでは、お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会委員長ほかから、委員会提出議案第1号、「介護報酬再改定を求める意見書」（案）など6件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第6として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号、「介護報酬再改定を求める意見書」（案）など6件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

〔議案書配付〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をさせます。

○議会事務局長（寺本一誠君） （議案書朗読）

-----○-----

追加日程第1 委員会提出議案第1号 「介護報酬再改定を求める意見書」（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、委員会提出議案第1号、「介護報酬再改定を求める意見書」（案）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 委員会提出議案第1号。

平成28年3月17日提出。

南関町議会議長、酒見喬様。

提出者、文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁。

「介護報酬再改定を求める意見書」（案）について。

上記の議案を別紙のとおり、南関町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、本案件は、安定した介護事業の維持、または介護事業者と介護労働者が充実したサービスを利用者に提供するためにも、介護報酬引き上げは必要であるためです。

介護報酬再改定を求める意見書（案）、朗読します。

2015年4月の介護報酬改定により、事業者を支払われる介護報酬が全体で2.27%引き下げられ、加えて介護保険料2割負担導入や介護施設の食費・部屋代の負担増なども実施されました。

その結果、特別養護老人ホームやデイサービス等の事業者には、基本報酬が大幅に削減されることとなり、利用者にとっては介護サービスの低下、保険料・利用料負担増が懸念されています。

介護報酬改定による事業所の撤退が想定される中、国内の企業倒産は低水準を保っているものの、全国の老人福祉・介護事業の倒産件数は過去最多の76件（2015年、東京商工リサーチ）となりました。

しかし、この倒産数には事業の縮小による閉鎖は含まれておらず、事実上の施設数は更に減少している状況です。

今回の改定で介護職員の処遇改善は図られたものの、深刻な人手不足の解消には至っておらず、安定した介護事業の維持は更に困難になるものと考えられます。

特に規模が小さい地方の事業所ほど深刻な事態となっており、住み慣れた地域で介護サービスを利用することはいよいよ困難になっていくものと思料されます。

以上の状況をふまえ、高齢者と家族が住み慣れた地域で希望を持って暮らせるよう下記のとおり改定を求めます。

記として、

1、介護事業者と介護労働者が充実したサービスを利用者に提供できるよう、介護報酬引き上げの緊急改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日。

南関町議会。

宛先として、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、厚生労働大臣宛とします。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

7番議員。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 宛先の中で、総務大臣、麻生太郎としておりましたが、これは間違いです。高市早苗に訂正をお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） これから、委員会提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、委員会提出議案第1号、介護報酬再改定を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 委員会提出議案第2号 「国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書」（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、委員会提出議案第2号、「国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書」（案）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。文教厚生常任委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 委員会提出議案第2号。

平成28年3月17日提出。

南関町議会議長、酒見喬様。

提出者、文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁。

「国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書」（案）について。

上記の案件を、南関町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、国民健康保険財政全体への国庫負担割合を増やすことは安心して医

療を受けるために不可欠であるためです。

意見書（案）を朗読します。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書（案）。

昭和34年に始まった国民健康保険制度は、「社会保障及び国民保健の向上」（国保法第1条）を目的とした国民皆保険制度の根幹をなす制度です。国民健康保険の世帯主の職業分布を見ると昭和40年代には約6割であった自営業・農林水産業は、平成24年には14%程度となり、非正規労働者や年金者等無職者の割合が大幅に増加するとともに、被用者は約20%から35%程度に増加しています。それに伴い、国民健康保険料（税）負担に耐えられない滞納世帯が全国的に増加の傾向にあります。

現在、短期被保険者証交付世帯は114万世帯、資格証明書交付世帯は、26.4万世帯にのぼり、保険料（税）の滞納世帯は17.2%（平成25年6月1日）となっています。低所得者が多く加入し、保険料（税）に事業主負担もない国保は、適切な国保負担なしには成り立ちません。

国民健康保険料（税）収納率は、平成25年度で90.42%となっています。（熊本県は90.83%）。

多くの市町村が、国保料（税）の高騰を迎え、一般会計から多額の繰り入れを行っており、市町村による法定外一般会計繰入額は3,544億円（平成26年度）に上がっております。

国保料（税）は、この20年間に1.6倍、1人あたり3万円も値上がりしている現状です。低所得者や失業者に対する国保料（税）の減免を改善・拡充することや、国保法第44条にもとづく窓口負担の減免制度を活用し、お金がなくて医療を受けられない人を出さないための努力をすることが重要です。

国民健康保険制度が、国民の生活苦に追い打ちをかけるようなことがあってはなりません。医療制度改革法が成立し、国民健康保険の運営主体が平成30年度より市町村単位から都道府県に移行しますが、国庫負担割合の増額なしには根本的な国保の問題は解決しません。

本来、国保は憲法25条の理念にもとづく国民皆保険の土台であり、国が責任を持って市町村に援助すべきです。国保財政を抜本的に解決し、だれもが安心して医療を受けられるよう改善するため、まずは国庫負担割合を急ぎ1983年当時の水準（45%）に戻されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日。

南関町議会。

宛先として、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、厚生労働大臣。
お手元の資料には、総務大臣が麻生太郎と宛名がなっておりますが、高石早苗に
修正をお願いいたします。

以上です。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、委員会提出議案第2号、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求
める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライ
ン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、目下委員会に於いて審査中の請願第3号の事件につい
て、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました申出書のとおり
閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま
した。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました本会議の会期日程など議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま

した。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正など字句の整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成28年第2回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 28 年 第 2 回 定 例 会

平成 28 年 3 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 寺 本 一 誠
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111